

共同入札の手続き

1. 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

公売物件が不動産（土地や建物など）である場合、共同入札することができます。

共同入札される方の中から 1 人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続きや入札手続きなどについては、当該代表者の KSI 官公庁オークション ID で行います。

2. 必要書類の提出

(1) 共同入札を行うためには、以下のア～エの書類が必要です。

ア 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書

イ 委任状

委任者・受任者双方の実印を押印してください。

例えば、3 人で共同入札する場合、代表者以外の 2 人から代表者への委任状がそれぞれ 1 通ずつ必要になります。

ウ 共同入札者持分内訳書

共同入札者全員の住所（名称）・氏名（所在地）・持分を記載

エ 委任状に添付する共同入札者全員の印鑑証明書

(2) 代表者の方は、(1)の書類を下記送付先まで持参、もしくは書留郵便（配達証明等）にて送付してください。

なお、原則として、入札開始 2 開庁日前までに執行機関が提出を確認できない場合、入札することができませんのでご注意ください。

※様式は「インターネット公売について」のページ下部にあります。

(送付先)	〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1 山中湖村 税務住民サービス課 徴収係 あて
-------	--

3. 公売保証金の納付および返還

納付および返還にあたっては、「銀行振込などによる公売保証金の納付手続き」をご覧ください。

4. 落札後の注意事項

(1) 共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、あら

はじめ KSI 官公庁オークション ID で認証された代表者のメールアドレスのみに公売物件の売却区分番号、整理番号、今後の手続き等を記載したメールを送信します。

(2) 買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を納付してください。代金納付期限までに執行機関が買受代金の納付を確認できない場合、買受人はその物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。

(3) 登録免許税相当額、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など、物件の買い受けのための費用は、全て買受人の負担となります。

(4) 買受人となった方は、代金納付期限までに以下の書類を提出してください。

ア 最高価申込者へのメールをプリントアウト（印刷）したもの

イ 共同入札者全員の住所（所在地）を証明する書類

個人の場合は住民票等、法人の場合は商業登記簿抄本等が必要となります。

ウ 所有権移転登記請求書（PDF：85KB）

売却決定となりましたら、買受人の方へ郵送で様式をお送りします。

エ 共有合意書（PDF：88KB）

共同入札者全員の氏名（名称）と住所（所在地）および各共同入札者の持分を記入してください。また、持分割合は、入札前に提出した共同入札者持分内訳書と同じものを記載してください。

オ 権利移転の許可書または届出受理書（公売物件が農地を含む場合）

カ 郵便切手（1,500 円程）

登記嘱託書の郵送料となります。

(5) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて共同入札者全員に交付します。